

被 処 分 者	認 定 証 番 号	茨城県公安委員会 認定第1001号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ペイペイ代行
	主たる営業所が所在する市町村	茨城県水戸市
処 分 年 月 日		令和4年9月20日
処 分 内 容		営業停止命令 (令和4年10月7日から同年10月18日まで(12日間))
処 分 理 由		指示により付された違反点の累積が、営業停止の基準に達したため。
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第23条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令第5条
処分を行った公安委員会		茨城県公安委員会